

# 特別養護老人ホームにおける特例入所者の取り扱いについて

平成29年9月5日

男鹿市市民福祉部介護サービス課

特別養護老人ホーム入所ガイドライン（秋田県）第4における特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」という。））と保険者市町村である男鹿市との情報の共有等については、下記により取り扱うものとする。

## 1 入所申込時における男鹿市（保険者）への報告と意見照会

- (1) 施設は、要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合には、入所申込者に対して、入所申込書に居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由を記載するよう求めること。
- (2) 施設は、要介護1及び要介護2の方から入所申込みを受けた場合、以下の書類を添えて男鹿市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求めること。

### 【報告時の必要書類】

- ① 特例入所対象者についての意見照会書（入所申込時） [様式1]
- ② 入所申込書 [各施設の様式]の写し
- ③ 入所申込調査票 [各施設の様式]の写し
- ④ 介護支援専門員等意見書 [各施設の様式]の写し

※上記②～④については、秋田県が示す様式（特別養護老人ホーム入所ガイドライン様式1～3）に準じたものを使用することが望ましいが、法人及び施設の事情により、すぐに様式を変更することが難しい場合は、これに準じる内容を含むもので報告すること。

- (3) 男鹿市（保険者）は、(2)の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、保険者としての意見を文書で回答する。

## 【特例入所対象者と認められる者】

- ① 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

## 2 特例入所対象者の入所決定時における男鹿市（保険者）への再照会

(1) 施設は、要介護1及び要介護2の者の入所を決定する際には、改めて男鹿市（保険者）へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見を求めること。

※ 以下の場合に改めて、1（2）における必要書類②～④を提出すること。

(ア) 入所申込みが平成27年3月以前の者であって、申込み時に男鹿市（保険者）への報告を行っていなかった者

(イ) 入所申込時から、特例入所対象者と認められる理由が大きく変化した者  
(※必要書類に施設側がその状況を付記すること。)

## 【入所決定時の必要書類】

① 特例入所対象者についての意見照会書（入所決定時）[様式2]

※以下は上記（ア）又は（イ）に該当する場合に添付

② 入所申込書[各施設の様式]の写し

③ 入所申込調査票[各施設の様式]の写し

④ 介護支援専門員等意見書[各施設の様式]の写し

(2) 男鹿市(保険者)は、(1)の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答をする。

(3) 施設は、入所検討委員会において、(2)の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として男鹿市(保険者)へ報告すること。 ※報告は任意様式による文書で行う。

3 平成27年4月1日以降の入所者で、要介護認定更新等により要介護度が要介護1または要介護2となった者についての入所継続決定時における男鹿市(保険者)への照会

(1) 施設は、平成27年4月1日以降に入所した者で、要介護認定の更新等により、要介護度が要介護1または要介護2となった者の入所継続を決定する際には、男鹿市(保険者)へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見を求めること。

#### 【入所継続決定時の必要書類】

① 特例入所対象者についての意見照会書(入所継続決定時)[様式3]

② 入所申込書[各施設の様式]の写し

③ 入所申込調査票[各施設の様式]の写し

④ 介護支援専門員等意見書[各施設の様式]の写し

(※必要書類に施設側がその状況を付記すること。)

(2) 男鹿市(保険者)は、(1)の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答をする。

(3) 施設は、入所検討委員会において、(2)の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として男鹿市(保険者)へ報告すること。 ※報告は任意様式による文書で行う。

4 その他

(1) 市外からの入所申込者の特例入所対象者の判断にあたっては、入所申込者の保険者の取扱いに従うこと。

(2) 入所申込者が入院等により認定期限切れや申請中の場合や虐待等により明らかに施設入所を要する状態だが認定未申請の場合等、認定結果を待たずに入所申込みをする必要がある場合は、特例入所対象者と同様の取扱いを行うこととする。  
(ただし、これらの者が入所決定時に要介護3以上の認定を受けている場合は、特例入所対象者とはしない。)